(ｲ)　基礎形式が深礎杭で、杭径４ｍ以上で杭長が15m以上の工事。

(ｳ)　上記(ｱ)及び(ｲ)は、同一工事の施工実績でなくてもよいが、両方の実績を有すること。

同種工事の実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(b)　橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、平成13年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｱ)から(ｴ)までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

(ｱ)　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(ｲ)　橋梁形式がラーメン又はアーチ型式のＰＣ（ＰＲＣを含む。）橋で、かつ、最大支間長が50m以上の工事。

(ｳ)　架設工法が移動支保工、片持式架設（トラッククレーン架設を除く。）、押出架設、プレキャストセグメント工法（トラッククレーン架設を除く。）のいずれかによる工事。

(ｴ)　上記(ｱ)から(ｳ)までは同一工事の施工実績を有すること。

同種工事の実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(c)　異工種ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

(d)　異工種ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

(3)　異工種ＪＶの協定　異工種ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（乙）」を準用するものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む異工種ＪＶの取扱い

上記７(1)(a)及び(b)の認定（上記７(1)(a)及び(b)の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む異工種ＪＶも上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、異工種ＪＶとしての資格が認定されるためには、上記７(1)(a)及び(b)の認定を受けていない構成員が上記７(1)(a)及び(b)の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに異工種ＪＶとしての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、この場合において、上記７(1)(a)及び(b)の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに上記７(1)(a)及び(b)の認定又は上記７(1)(a)及び(b)の一般競争参加資格がないとの認定（上記７(1)(a)及び(b)の近畿地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、異工種ＪＶとしての資格がないと認定する。

9　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

異工種ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

(1)　異工種ＪＶの名称は、「付替県道８号橋工事○○・○○異工種建設工事共同企業体」とする。

(2)　当該工事に係る競争に異工種ＪＶとして参加するためには、開札の時において、異工種ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成28年９月６日

独立行政法人国立病院機構

高崎総合医療センター院長　石原　弘

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　10

○第02807号（№02807）

1　調達内容

(1)　品目分類番号　22、31

(2)　購入等物品及び数量　ＳＰＥＣＴ－ＣＴ　一式

2　意見の提出方法

(1)　意見の提出期限　平成28年10月６日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

(2)　提出先　〒370－0829　群馬県高崎市高松町36　独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター　企画課契約係長　中嶋　武志　電話027－322－5901

3　仕様書案の交付

(1)　交付期間　平成28年９月６日から平成28年10月６日まで。

(2)　交付場所　上記２(2)に同じ。

4　Summary

(1)　Classification of the products to be procured : 22, 31

(2)　Nature and quantity of the products to be procured : Single photon emission computed tomography-Computed Tomography 1 set

(3)　Time-limit for the submission of comments : 5 : 00 P.M. October 6th, 2016

(4)　Contact point for the notice : Takeshi Nakajima, Contract assistant section chief, National Hospital Organization Takasaki General Medical Center, 36 Takamatsu-cho, Takasaki-shi, Gunma-ken 370－0829, Japan. TEL 027－322－5901

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成28年９月６日

国立大学法人九州大学総長　久保　千春

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　40

○第６号

1　調達内容

(1)　品目分類番号　14

(2)　借入物品及び数量

スーパーコンピュータシステム　一式

2　意見の提出方法

(1)　意見の提出期限　平成28年10月５日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

(2)　提出先　〒812－8581　福岡市東区箱崎六丁目10番１号　国立大学法人九州大学財務部調達課特定調達係　都々木　明　電話092－642－4195

3　仕様書案の交付

(1)　交付期間　平成28年９月６日から平成28年10月５日まで。

(2)　交付場所　上記２(2)に同じ。

4　仕様書案の説明会

(1)　開催日時　平成28年９月15日11時00分

(2)　開催場所　九州大学箱崎キャンパス　情報基盤研究開発センター５階　第一会議室

5　Summary

(1)　Classification of the products to be procured : 14

(2)　Nature and quantity of the products to be rent : Supercomputer System 1 Set

(3)　Time limit for the submission of comments : 17 : 00　5 October, 2016

(4)　Contact point for the notice : TSUZUKI Akira, Specified Procurement Section, Procurement Division, Finance Department, Kyushu University, 6－10－1 Hakozaki Higashi-ku Fukuoka-shi 812－8581 Japan, TEL 092－642－4195